

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（傍線部分は修正部分）

修正案	原案
<p>（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）</p> <p>第二条の四 〔略〕</p> <p>2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項</p> <p>三 五 〔略〕</p> <p>3 5 〔略〕</p> <p>（特定技能雇用契約等）</p> <p>第二条の五 〔略〕</p> <p>2 6 〔略〕</p> <p>7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由</p>	<p>（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）</p> <p>第二条の四 〔略〕</p> <p>2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項</p> <p>三 五 〔略〕</p> <p>3 5 〔略〕</p> <p>（特定技能雇用契約等）</p> <p>第二条の五 〔略〕</p> <p>2 6 〔略〕</p> <p>7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合</p>

によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8・9 [略]

において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8・9 [略]

○ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）（傍線部分は修正部分）

修正案

原案

附則

附則

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、
附則第三条、第六条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から
施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、
次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（人材が不足している地域の状況への配慮）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民

〔新設〕

認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能
の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している
地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一号の特
定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就
労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう
努めるものとする。

（基本方針等に関する経過措置）

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前

（基本方針等に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前

においても、新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定の例により、基本方針（同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。）を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2 4 〔略〕

第四条 第十七条 〔略〕

（検討）

第十八条 政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号（出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号をいう。）その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一

においても、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）第二条の三第一項から第三項までの規定の例により、基本方針（同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。）を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

2 4 〔略〕

第三条 第十六条 〔略〕

（検討）

第十七条 〔新設〕

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関

号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。